

事務所通信 Progress 一期一会

～進歩～

平成30年7月号（広告）
2018年7月発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅 孝治
（中国税理士会 倉敷支部会員）
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第134号
発行担当者：河本 朝香



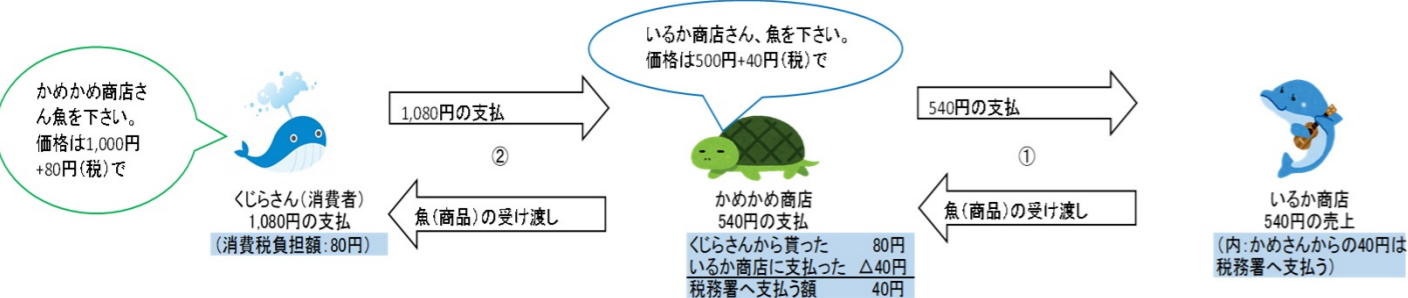
- ・社会保険医療の給付等
- ・介護保険サービスの提供
- ・社会福祉事業等によるサービスの提供
- ・助産に関するサービスの提供
- ・火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供
- ・一定の身体障がい者用物品の譲渡や貸付
- ・学校教育
- ・住宅の貸付

社会政策的な配慮に
基づくもの

早いもので今年も半分が終わり、折り返し地点にやってきました。暑い日が続きますが、暑さに負けず日々過ごしていききたいものです。さて、今月のテーマは私たちの生活の中で身近な税... ”消費税”です。

消費税とは

消費税とは商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課税される税金のことです。また消費税は消費者が負担をして、事業者が申告・納税を行う納税者となっています。税を負担する人と、納税する人が異なるので、消費税は間接税（税の負担者と納税者が異なる税）と呼ばれます。下の図で詳しくみていきましょう。



かめかめ商店の立場で説明をしてきます。まず、商品となる「魚」を、かめかめ商店はいるか商店から税抜き価格 500 円で仕入れたとします。その仕入れには、消費税が課税されます。かめかめ商店はいるか商店に消費税 40 円を払わなければなりません。次にくじらが、かめかめ商店で税抜き価格 1,000 円の「魚」を購入し、80 円の消費税がかかったとします。この時、かめかめ商店はくじらから 80 円の消費税を受け取りました。かめかめ商店は、納付すべき消費税を課税売上等に係る消費税額から課税仕入等に係る消費税額を差し引いて求める計算方法（原則課税）をとっていますので、かめかめ商店はくじらから買った消費税 80 円 - いるか商店に払った消費税 40 円 = 40 円を税務署に納めます。かめかめ商店の売上・仕入れに対して消費税は課税され、その消費税を負担するのはくじら（消費者）となり、納税者はかめかめ商店（事業者）となっています。次は消費税の課税・不課税・非課税について確認していきます。

消費税の課税・非課税・不課税...？

上記のように商品（資産）の譲渡・サービスの提供貸付を受けると、消費税が課税されます。しかし事業が行う様々な取引の中には、課税対象にならないものがあります。

不課税取引とは...「初めから消費税の対象とみなされない取引」です。国税庁の不課税の具体例によると大きく分けて下記7つが挙げられています。

- ・給与・賃金...雇用契約に基づく労働の対価であり、「事業」として行う資産の譲渡等の対価に当たらないからです。
- ・寄附金・祝金・見舞金・補助金等...一般的に対価として支払われるものではないからです。
- ・無償による試供品や見本品の提供...対価の支払いがないからです。
- ・保険金や共済金...資産の譲渡等の対価といえないからです。
- ・株式の配当金やその他の出資分配金...株式や出資者の地位に基づいて支払われるものであるからです。
- ・資産について廃棄を行う・盗難や滅失があった場合...資産の譲渡等に当たらないからです。
- ・心身又は資産について加えられた損害の発生に伴い受ける損害賠償金...対価として支払われるものではないからです。

非課税取引とは...「消費に対して負担を求める税としての性格から課税することになじまないもの」・「社会政策的な配慮から課税されないもの」と判断されるものを指し、消費税法の中で限定されています。

- ・土地の譲渡及び貸付
- ・1カ月未満の賃借は課税となります
- ・整備された駐車場・事業用で使用する物件等賃借料も課税となります
- ・有価証券の譲渡
- ・支払手形の譲渡
- ・預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等
- ・郵便切手・印紙の譲渡
- ・商品券・プリペイドカードなどの物品切手等の譲渡
- ・国等が行う一定の事務（登記
- ・外国為替業務に係る役務の提供

消費税の性格から
課税することになじまないもの



(仕訳の例)			
家賃(非)	51,000円	現金	56,400円
駐車場代(課)	5,400円		

こうしてみると沢山の取引が非課税・不課税に分類されていることが分かりましたね！毎月の入力で弊社が確認をさせて頂くことがあります。よろしくお願いたします。

お知らせ

H31年10月1日から消費税が10%へ引上げになることが予定されています。これに伴い、消費税の軽減税率制度が導入されます。細かい内容については、今回同封致しました、冊子”今日から始める消費税軽減税率対策”でご案内させていただきますので、お早めのご準備をお願い致します。

7月のスケジュール

10	火	*6月分源泉所得税・住民税の納付期限 *1~6月分源泉所得税の納付期限(納期特例) *社会保険算定基礎届の提出期限 *労働保険申告・納付期限
12	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
17	火	*所得税予定納税額の減額申請期限(第1期分)
31	火	*5月決算法人の申告・納付期限 *11月決算法人の中間申告・納付期限 *所得税予定納税額の納付期限(第1期分) *消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の2・8月決算法人)

Vision開催日

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision
今月の開催日は7月12日(木)です。経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	個人事業者・対象法人	申込期限
7月12日(木)	6・7・8・9月決算法人様	7月6日(金)
8月9日(木)	7・8・9・10月決算法人様	8月3日(金)
9月13日(木)	8・9・10・11月決算法人様	9月4日(火)

